

平成17年7月29日

内閣府犯罪被害者御中

法 務 省

骨子案(5)に対する大久保構成員意見について

【意見】

7月27日付けで意見照会された内閣府修正案を維持されたい。

【理由】

法務省においては、現在、民間団体への人的・財政的支援は行っていないので、その「充実に努める。」との表現は誤解を招く。犯罪被害者等に対する経済的支援制度の在り方等については、推進会議の下に内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省及び法務省からなる検討会を設置して検討することとされており、民間の犯罪被害者支援団体に対する財政的支援の在り方等についても、必要に応じてその場において検討されるのが適当であると考えます。大久保構成員御指摘の「民間団体への人的支援」とは、研修に関する講師の手配・派遣以上の、中長期的な人的支援を意味していると考えられるところ、第5回検討会においては、その点について意見の一致をみていないところであり、骨子案に含めるのは相当ではない。また、現在実施している研修以外の形で職員を派遣することは困難であるし、研修の形で実施するとしても、その人数を増加させることは、相当数の職員を長期間本来の職務から離脱させることを意味し、実現困難である。

法務省としては、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣や会場借り上げ等の協力等の支援を行っていくこととし、内閣府修正案を維持していただきたい。